

<資料編>

5 八代市開発行為許可等申請手数料一覧

開発行為許可等申請手数料一覧

八代市手数料条例（第2条第1項115号～120号関係分）

1 開発行為許可申請手数料（115号）

（法第29条）

（単位：円）

開発区域の面積	自己の居住用	自己の業務用	非自己用
0. 1ha未満	8,600	13,000	86,000
0. 1ha以上0. 3ha未満	22,000	30,000	130,000
0. 3ha以上0. 6ha未満	43,000	65,000	190,000
0. 6ha以上1ha未満	86,000	120,000	260,000
1ha以上3ha未満	130,000	200,000	390,000
3ha以上6ha未満	170,000	270,000	510,000
6ha以上10ha未満	220,000	340,000	660,000
10ha以上	300,000	480,000	870,000

2 開発行為変更許可申請手数料（116号）

（法第35条の2）

変更許可申請1件につき次に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。

ア 開発区域に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）

開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じて前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額。

① 面積変更なし 従前の面積に対応する金額の10分の1

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更。

新たに編入される開発区域の面積に応じて前号に規定する額。

② 面積減少 変更後の面積に対応する金額の10分の1

③ 面積増
i 従前の面積に対応する金額の10分の1 + 増えた面積に対応する金額
ii 増えた面積に対応する金額（設計変更無しで面積のみ増える場合）

④ 面積の増減
従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する金額の10分の1
+ 増えた面積に対応する金額

ウ その他の変更

10,000円

3 用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請手数料（117号）

（法第41条第2項ただし書き）

1件につき 46,000円

4 予定建築物等以外の建築許可申請手数料（118号）

（法第42条1項ただし書き）

1件につき 26,000円

5 開発許可を受けた地位の承継の承認手数料(119号)

(法第45条)

(単位：円)

開発区域の面積	自己の居住用	自己の業務用	非自己用
1 ha未満	1,700	1,700	17,000
1 ha以上	1,700	2,700	17,000

6 開発登録簿の写しの交付手数料(120号)

(法第47条)

用紙1枚につき 470円

※上記手数料は八代市建設部建設政策課へ現金で納付してください。

この手数料は、審査のための手数料ですから、審査の結果が不許可になっても還付されません。